

〔論 文〕

行為規範としての株式会社役員等の説明義務規定

——その曖昧性——

松村 幸四郎

目 次

はじめに

I 役員等の説明義務規定の法定までの状況

1. 説明義務規定制定の背景
2. 制定前までの実務上の動き
3. 株主質問権から説明義務へ—総会屋の新たな武器となることへの懸念—
4. 説明義務の法定後の動き

II 説明義務規定の制度趣旨と解釈・運用

1. 2つの理解
2. 通説内での説明義務制度解釈の結論の差異とその要因
3. 小括—説明義務規定の行為規範としての曖昧さ—

結びに代えて

はじめに

会社法（平成17年法86）314条本文は、すべての株式会社役員等¹⁾を対象に、株主総会においてなされた株主からの質問に対しては、原則として²⁾「必要な説明をしなければならない」旨を定める。いわゆる株主総会における株式会社役員等の説明義務（以下、「説明義務」とする）である。

この説明義務規定の制度趣旨をどのようにとらえるのか。その理解によって、株式会社役員等に求められる説明の範囲や説明の程度を中心として当該規定によって役員等に求められる行動基準に差異が生ずる。これまでの説明義務規定の実務上の運用や通説的見解によれば、平均的な株主が当該総会決議事項につき議決権行使

にあたって合理的な判断をなしうるのに必要な程度の説明をしたか否か（以下、この基準を「平均的株主基準」とする。本稿II 2（1）参照）という基準を用いることが一般的といえる。

一義的に見える説明義務規定が、少なくとも総会担当者等に代表される会社法の利用者が行為規範として用いる場合には、曖昧さを多分に含んだ基準と言わざるを得ない。本稿はその要因を検討する上で前提を改めて確認する作業を目指すものである。

具体的には、役員等の説明義務が昭和56年改正商法によって法定されるまでの状況、その制度的意義の理解について素描して確認する。その後、役員等の説明義務について通説的見解に立って制度的理解をしたとしても、一律の結論には至らないことを立法担当官等による制定時の理解を指摘して示すことで、個別の事情による結論への影響を超えた役員等の説明義務制度そのものが複数の解釈的帰結をもたらす内在的要因の一つであることを示していく。なお、会社法上は役員等の説明義務についてはあらゆる株式会社が対象となっているが、ここでは主として、役員等の説明義務を論ずる上で比較的多くの事例に登場してきた参考書類の作成を強制された株式会社³⁾を対象とする。

I 役員等の説明義務規定の法定までの状況

1. 説明義務規定制定の背景

説明義務規定は昭和56年改正商法237条ノ3で導入され、それがほぼ同内容のまま現行会社

法314条等に引き継がれた⁴⁾ものと理解されている。

説明義務規定が導入された昭和56年商法改正前も、株主総会において株主が役員等に対して「議題についての説明を要することや、構成員に質疑応答の機会を与えなければならないということは、会議体の一般原則からしても当然の結論」⁵⁾という理解が当然視されていた。しかし、当時は特殊株主(総会屋)が企業社会に跋扈しており、上場会社の株主総会は短時間で終了させることが至上命題とされ、その結果いわゆるシャンシャン総会として一般株主の発言すらも特殊株主(場合によっては、それらと裏でつながっている当該株主総会を開催している株式会社側の意向⁶⁾)によってその発言を封殺されることも稀ではなく、株主総会の議事に関する議論が行われないか、もしくはいわゆる野党総会屋⁷⁾によって株主総会が荒らされるという形で当該株式会社の一般株主の意向とは大きく離れた問題に時間が削がれることが常態化していた⁸⁾。

そのため、「(株主)総会は形骸化して、このような株主の当然の権利も十分に行使し得ない状況にあることから」株主総会の活性化を目指して株主の質問権に関する「明文の規定を置く」べきとする意見が強くなった⁹⁾。

2. 制定前までの実務上の動き

学説上は明文規定がなくとも、株主総会における株主質問権が認められることは当然視されていた。ただ、いざ具体的に株主が株主総会において質問権の行使できなかった場合に、明文規定を欠くことで当該株主がどのような法的根拠で救済されるのか、という点で大きな問題が残らざるを得なかった。株主質問権が認められると解釈するとしても、それがそもそもどの程度まで保障される株主権なのか、という質問権の法的位置づけが不明確であることや、そうした曖昧な位置づけのものを会社側が無視したことが、株主総会決議を取消すまでの重大な瑕疵と考えられるのかといった根本部分の理解すら

も共有されていたとは言えなかったためである。

もっとも役員等の説明義務規定を制定した昭和56年商法改正¹⁰⁾から遡ること15年以上前に、すでに下級審裁判例ながら、「議題についての説明もなく、株主に質疑討論の機会も与えなく、また、賛否を拍手に求めるといような不完全な表決方法をとった」として、決議取消の対象となる¹¹⁾としたものが出現はしている。しかし、この事案は質疑討論の機会を与えないという事案であり、仮に不十分ながらも説明がなされている場合には、この裁判例の理論によっても決議取消まで許容される瑕疵と考えているものとは言い難い。

少数ながら法的紛争に発展し、判決にまで至ったこうした裁判例の動向も恐らくは影響し、既述の学説の理解とも相まった結果として、昭和56年商法改正につながる「株式会社機関に関する改正試案(第一の二号)」(昭和53年)では、「株主は、株主総会において、株主権の行使に必要な限り、会議の目的たる事項につき質問することができる」と明示されることとなった。

3. 株主質問権から説明義務へ—総会屋の新たな武器となることへの懸念—

こうして株主総会の活性化に向けた質問権を法定することは同時に総会屋(特殊株主)に不要な武器を与えることになりかねないとの懸念も強かった。そうした中で、株主質問権の濫用を防止する観点から株主質問権は取締役等の説明義務と裏側から規定されたのが昭和56年改正商法においてである¹²⁾。確かに当時の、総会屋等による質問権の濫用に対する企業関係者の警戒心¹³⁾は相当強く、例えば社会的に問題となっていた公害問題についても総会屋が株式会社に入り込む手段とした¹⁴⁾くらいの総会屋のしたたかさを踏まえると得心する部分もある。

このように株主総会活性化のために株主の質問権を保障する¹⁵⁾必要性は高かったものの、いわば質問権を裏側から定める形で役員等の説明

Mar. 2024

行為規範としての株式会社役員等の説明義務規定

義務とした¹⁶⁾経緯からすると、内容的な面で株主質問権と役員等の説明義務の間に本質的な差異はない¹⁷⁾ものと理解された。

そのため株主質問権の実質を有する役員等の説明義務も、株主質問権が株主の総会参加権の一内容として位置づけられる¹⁸⁾とされてきた理解を前提に、説明義務が形骸化しないような議論を積み重ねられてきた。

4. 説明義務の法定後の動き

昭和56年商法改正において明文化された説明義務は、それ以降東京建物事件¹⁹⁾を始めとして、日立製作所事件²⁰⁾、ブリヂストン事件²¹⁾等を含む多くの裁判例において争点として顕在化し、司法判断が積み重ねられてきている。

この説明義務は、規定ぶりはそのままではないながらも現行会社法にもほぼそのまま引き継がれている²²⁾ものであり、既述のように従来の解釈論もそのまま妥当すると実務上は理解されている²³⁾。

II 説明義務規定の制度趣旨と解釈・運用

1. 2つの理解

役員等の説明義務規定の制度趣旨について、以下の(1)、(2)が代表的なものと見える。

(1) 取締役・会計参与・監査役・執行役の説明義務は、議題に関する質疑応答の機会を保障するという会議体の一般原則を規定したに過ぎないとの理解²⁴⁾である。通説的な理解であり、株主総会における審議過程という枠内で株主の質問に対してなされる役員等からの説明のための行動を規律する点を重視するものといえる。すなわち、説明義務を負う役員等に求められるのは質疑応答という通常の語義から認識可能な範囲・程度での説明で充分であり、さらにそれを越えた説明義務を役員等に課すことは想定していない。

この立場では、説明義務が法定されたことをもってこれまで承認されていた説明義務(株主

質問権)を超えた制度を創設したのとは捉えず役員等に株主総会における説明義務を果たすことの重要性の理解を促すことで株主に正当な質問を為す機会を確保することを目指すものとする。もっとも株主の権利濫用に対処する²⁵⁾ことの重要性も強く意識した立場という見方も可能である。

なお、実務上の動向(本稿I 4.)も役員等の説明義務に関しては、この理解を前提とするものである。

(2) これに対して、株主に投資判断資料を得る等の特別の情報開示請求権を付与したものと説明義務規定の趣旨を理解する見解²⁶⁾も主張される。

この立場は、説明義務が法定されなくとも株主の質問権は当然のものであるが、さらに法定されたという事実積極的に意味を持たせようとする見解とも言えるであろう。理論的には、ある議案に関してのみの議決権行使に必要な情報を確保するのに止まらず、株主固有の権利として株主質問権を位置づけることを裏側から定めたものが説明義務であると理解することになる。つまり当該会社に株主が残留するか否かといういわば究極の投資判断を行う資料を獲得するために株主質問権(役員説明義務)が法定されたと理解することになる²⁷⁾。

この見解によると、(1)の理解と比較したとき、役員等がなすべき説明の範囲は拡大し、役員に求められる説明内容も相当程度深い内容のものが要求されうることになる。

2. 通説内での説明義務制度解釈の結論の差異とその要因

(1) 平均的株主基準

説明義務を議題に関する質疑応答の機会を保障するという会議体の一般原則を規定したに過ぎないとの通説的理解では、株主総会での質疑応答という範囲を超えた説明義務を役員等は課されないことになる。そのため役員の説明義務の議論は株主総会の審議事項のうち、具体的に株主からの発言によって質問されたものに限定

されることになる。

その上で、役員等の説明義務が果たされていないことが争われるとき、明文上は存在しない基準によって説明がなされたか否かの判断がなされる。具体的には平均的な株主が議決権を行使するに当たって合理的な判断をするのに必要な範囲で説明が尽くされたか否か、という基準²⁸⁾を用いて判断をすることが学説²⁹⁾上、さらには裁判実務上も定着している³⁰⁾と考えられている。議題に関する質疑応答という株主総会の場合での口頭でのやり取りを前提とする以上、詳細な書面による情報開示とは異なり平均的な株主が合理的な議決権行使の前提となる情報に接することが出来たか否かで判断する。ここで「平均的」という語で株主を修飾し、その平均的株主の合理的判断を支える情報内容を説明対象であるとする中で、役員等がなすべき説明として求められる内容が即座に対応できない高度化なものとならないようにしながら、株主にとっても(当該議案に対する合理的な議決権行使のための判断を可能とする)一定レベルの情報をわかりやすい形で獲得できるというバランスを保つことを目指しているものといえる。しかし、実務上は説明義務違反として株主総会決議が取り消されることは何としてでも防ぎたいという意味での安定性が強く求められることになる。そのため、例えば参考書類作成義務のある株式会社(会社301条、302条)では、参考書類の記載を基準として説明すれば足りるとする説が主張され³¹⁾、裁判例³²⁾でも参考書類記載事項を参考とする言及もなされた。

もっとも、参考書類記載内容(会社法施行規則65条、73条以下)に疑問を持ったために質問に及ぶ株主も存在しうる以上、常に参考書類記載事項の水準の説明で足りるとは言えないとする見解³³⁾も主張されており、同一の平均的株主基準に依拠したとしても、いわばその基準の用い方には決して小さくない差異が存在する。役員等の説明義務、すなわち株主の質問権といえども当該株主が主観的に納得するまでの権利はない³⁴⁾旨の裁判例の存在は、同制度の果たすべ

き役割に関する理解の相違も存在しており、平均的株主基準が表面的な一義性とは裏腹に曖昧さを多く含まざるを得ないものであることを示すものとなっている。

(2) 事前質問状の効果

役員等の説明拒絶事由について定める会社法314条但書や会社法施行規則71条に関して、事前質問状の効果が重要である。事前質問状を株主総会に先立って送付したが、株主が総会当日に欠席したり総会に出席していても具体的に質問をしなかった場合、役員等は説明義務を負うと考える説³⁵⁾もあるが、会議体の一般原則を基礎として認められている権利である以上、現行法の解釈としては株主質問権として認められる総会外からの権利行使は認められるとは解されない³⁶⁾とする説が通説とされる。株主総会における質疑応答という枠組みの中で法定された役員等の説明義務という制度理解を前提とすると、実際に総会の場合での発言がなければ義務は発生しえないからであり、書面による事前質問状は説明拒絶の排除効をもたらすに過ぎない³⁷⁾として、当該株主もしくはその代理人が出席しなければ役員に説明義務は発生しないとするのが多数説³⁸⁾といえる。この理解は複数の裁判例にも表れている³⁹⁾。

(3) 説明拒絶事由の判断

取締役の説明拒絶事由の判断取締役の説明義務の制度に関する立法担当官の説明では、その濫用防止の観点から「質問に対して答弁をしなくてもよい場合をも明定することとした」⁴⁰⁾とされている。もっとも、説明拒絶事由の一つである、説明をするために調査が必要な場合(会社法317条但書)といえども、学説上、「その議案の説明につき当然準備すべき資料を準備せず、そのために調査を要するとするなどという場合を含むものではない」⁴¹⁾と解されていた。ここからは、形式的に説明拒絶事由に該当するような場合であっても、実質的に判断した上で、説明拒絶が可能かどうか判断されることにな

る。つまり、会社法314条および会社法施行規則71条の解釈においては、当該株主総会での形式的なやり取りのみで一律に決定することは割り切ることは否定され、一定程度は個別具体的状況を踏まえて解釈・適用を行う必要があることを示している。その意味で、(2)で述べた事前の質問状の送付がない場合には常に説明拒絶の排除効が発生しないということではないことになる。

また、役員等の説明義務の対象の確定に当たって、議案との(会議の目的)との関連性が求められるが、この点についての立法担当官による国会答弁および解説によれば、「会議の目的たる事項」の解釈について、具体的な議決権行使が行われない営業報告書(会社法下では事業報告(435条2項))に関する報告議題であっても役員等の説明義務の対象⁴²⁾としている。

3. 小括—説明義務規定の行為規範としての曖昧さ—

役員等に説明義務が発生している質問に対して、説明拒否をした場合、当該役員は説明拒絶事由、すなわち正当事由なく説明を拒絶しているものと評価されるため、当該議案に関してなされた議決は、会社法314条違反を理由に株主総会決議取消訴訟の対象(831条1項1号)となる他、過料の制裁も予定されている(976条9号)。

ただ、仮に説明拒絶事由に形式的に該当している場合でも実質的には説明拒絶事由に該当しないような場合⁴³⁾を想定すると、当然に当該役員等には説明義務違反が認定されることになる。後日、裁判所が役員等が説明拒絶事由に該当するか否かを判断する際には、説明拒絶事由を解釈する上で必要となる平均的株主基準や解釈の対象となる説明拒絶事由に関する規定を事後的に裁判規範として用いる。そのため、株主総会決議取消判決が自社にもたらすインパクトが大きい上場会社等⁴⁴⁾では、「決議取消リスクを最小化するように運営することは総会担当者の最大の行動原理」⁴⁵⁾であり、とくに長年にわ

たって上場会社における株主総会にかかわっている担当者の感覚として「決議取消訴訟にならないようにするのが総会担当者の仕事の最も重要な部分」であるという。そうした場では「株主の質問に対する説明義務を果たすこと」を非常に重視している⁴⁶⁾という。

これによって「総会実務がやや過剰反応しすぎている面はあるのかもしれない」が「いかに裁判規範が精緻化されたとしても、明確で誰にでもわかりやすい規準定立がされない限り、万が一決議取消になったらということをおそれ、保守的な対応から脱することには相当の勇気を伴う」⁴⁷⁾とも言われる。この認識は、「決議取消しに関する法制度は変わっていませんし、裁判所の判断が大きく変化しているということでもない」⁴⁸⁾との発言は、長年にわたる運用経験によっても、説明義務規定の行為規範としての曖昧性はいささかも除却されなかったことを示している。法曹によって「議案の成否が確定しているような場合には、実質的な審議の機会の確保が重要であり、そこを外さなければ、よほどのことがない限り、決議取消リスクを生じさせることはない」と理解⁴⁹⁾されうる旨が指摘されても、上記の懸念は容易に払拭できていない。

こうした一連の総会担当者からの懸念が役員等の説明義務に関して示されるのは、例えば説明義務の範囲や程度についての判断で参考書類記載事項を軸にとらえるのか、場合によってはそれを越えた説明も求められるのか、という基本的部分でも解釈に相違がみられたこと⁵⁰⁾も理由として挙げることが可能である。説明義務について、役員等の側に対する行為規範としての説明義務規定の特質を重視して、その明確性を強く求めるべきと考えるのが前者であるのに対して、株主の質問権としての特質を重視して、株主の求める質問レベルにある程度は応じた対応⁵¹⁾が求められるとするのが後者である。両者の間では同一の平均的株主基準を用いたとしても結論に大きな差異が生ずる。同一基準である平均的株主基準について解釈するに当たって、事案の特殊性もさることながら、説明義務規定

に関する理解の違いに加えて運用に当たっての具体的事情の踏まえ方が大きく異なっており、結論の違いが生じやすい制度となっている。つまり事後的な判断をする形で議論が進められてきている点に役員等の説明義務制度が行為規範として曖昧さを持たざるを得ない一つの要因が求められる。裁判規範として精緻化されても説明義務については依然として曖昧さを払拭するに至らないという実務感覚⁵²⁾とも一致する。

結びに代えて

役員等の説明義務規定について、昭和56年商法改正で導入された当時の社会情勢・背景事情とともに、現在に至るまでの議論の状況について素描してきた。株主総会における役員等による説明が会社法314条本文の義務を果たしたもののか否かの判断指標として用いられる平均的株主基準等は裁判規範として定着しているが、個別具体的事情という要因を加味せざるを得ないことから行為規範としての曖昧さは除去しえないことを指摘した。

この役員等の説明義務関連規定の行為規範としての曖昧さは、例えば同規定の制度趣旨に関する通説的理解を前提としても、説明義務の範囲は議案単位で区切れるが、当該議案の性格によって説明義務を負う内容に差異が生ずる形で顕在化する。さらにその時々株主の質問に回答する形でなされた役員等の説明が判断対象となる以上、議案の内容と共に株主の質問の方法という異なる要素が交錯して、説明義務の具体的内容が決定される。これに役員等の説明義務について、行為規範としてのわかりやすさを求めるのか、また株主の質問権としての性格をより濃く反映させるのか、という要素も入ってくると、事例判断の積み重ねによっても、わかりやすい一義的な基準を導き出すことはさらに困難となる。

本稿で参考書類作成を強制される株式会社を主たる対象としてきた。会社法の制定によって旧有限会社法(昭和13年法律74号)が廃止され、

有限会社も会社法上は株式会社に取り込まれたことでさらに株式会社の内実が多様化している⁵³⁾。それに伴い、役員等と株主との関係も相当程度異なっている。そうした要素も踏まえた役員等の説明義務についての考察は、別稿にて行いたい。

【付 記】

本稿は、2023年度阪南大学産業経済研究所助成研究(C)「法人内部者間での紛争解決に当たっての法曹の果たす役割に関する考察」の成果報告の一部である。

注

- 1) 会社法329条に規定する役員(取締役、会計参与、監査役)に加えて、執行役も説明義務を課されている(317条本文)。もっともこれまでの議論はほぼ株式会社取締役の説明義務違反に関するものが殆どであった。
本稿では会社法317条によって説明義務を課される対象となる者を「役員等」と記載し、他の役員等に関する議論で取締役と別異に取り扱う必要がある場合には、その都度指摘していく。
- 2) 会社法314条但書、会社法施行規則71条1号に該当する事由がある場合には、314条本文は適用されず、株主からの質問に対して役員等が説明を拒絶しても、説明義務違反を構成しない。
- 3) 会社法301条1項、302条1項で議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類(株主総会参考書類)の作成が強制されるとともに、それを株主総会招集通知と同時に交付することを強制される会社(書面投票・電子投票を採用する株主総会と、1,000人以上の議決権を有する株主が存在するすべての株主総会において強制される)である。
株主構成次第で役員等の説明により投票行動は変化しうる会社といえる。
- 4) 平成17年改正前商法と会社法では、原則的説明義務と例外的説明拒絶事由を同一法典内で定めた旧商法237条ノ3と、会社法317条本文に原則的説明義務を定めながら例外的説明拒絶事由を同条但書および会社法施行規則71条で定めるという点で、規定方式には差異がある。
もっとも内容面では後掲注)22、注)23の通り、昭和56年改正商法下と会社法下での議論は基本的にはほぼ同一であると理解されている。
- 5) 竹内昭夫『改正会社法解説』(有斐閣、昭和56年)104頁、倉澤康一郎『昭和56年改正』2 株主総会の運営』『会社法改正の論理』(成文堂、1994年)

Mar. 2024

行為規範としての株式会社役員等の説明義務規定

- 178頁(初出, 税経セミナー 27巻3号[税務経理協会, 昭和57年])も同旨である。
- 6) 総会屋(特殊株主)に株主総会の議事進行役を担わせてしまった事例(大住達雄他『匿名座談会最近における特殊株主の動向と株主総会の運営』商事法務596号(昭和47年)29頁[大住発言](なお, 大住弁護士以外の座談会参加者は匿名となっており, イニシャル表示されている), 「結局, 経営者が総会屋をたよりにしている」というと語弊があるかもしれませんが, たよりにしているのだから, いくら窓口で総会屋を退治しようと思ってもこれはできないという感じを私は受けた」とする発言(同38頁[大住発言])参照。
 - 7) 与党総会屋・野党総会屋に言及するものとして, 大住他・前掲注)6, 38頁[T発言], 龍田節=前田雅弘『会社法大要[第3版]』(有斐閣, 2022年)130頁。両総会屋を区別して法的判断を示した裁判例として, 東京地判昭和43年4月15日判例時報855号132頁参照。
 - 8) 当時の背景事情も含めて, 大住他・前掲注)6, 24-39頁, 竹内昭夫「株主への利益供与と規定の新設の背景」『利益供与の禁止—株主総会正常化への方策』(商事法務研究会, 昭和57年)45頁。
 - 9) 元木伸『商法等の一部を改正する法律の解説』(法曹会, 平成2年)261頁。
 - 10) 平成17年改正前商法237条ノ3では説明義務を課されるのは取締役, 監査役に限定されていたため, 表面的には会社法で同義務を課される役員等とは異なる(前掲注)1)。もっとも, 会計参与は会社法で, 執行役は平成16年商法改正で導入されたものであるため, 会社経営陣・理事者側に属する機関・職責を占める者という点では, 昭和56年改正商法も会社法も同様であり, 実質的な差異はないものといえる。
 - 11) 大阪高判昭和42年9月26日高裁民集20巻4号411頁(428-429頁)。
 - 12) 以上, 元木・前掲注)9, 261頁。
 - 13) 稲葉威雄「商法等の一部を改正する法律概要[中・一]」商事法務908号(昭和56年)8頁, 竹内昭夫「改正会社法解説[新版]」(有斐閣, 昭和58年)106頁。
 - 14) 大住他・前掲注)6, 28頁[N発言]。
 - 15) 竹内・前掲注)5, 100頁。
 - 16) 元木伸『改正商法逐条解説』(商事法務, 昭和56年)90頁。
 - 17) 元木・前掲注)16, 90頁, 竹内昭夫『改正会社法解説[新版]』(有斐閣, 昭和58年)106頁。
 - 18) 龍田=前田・前掲注)7, 210頁。
 - 19) 最判昭和61年9月25日商事法務1090号92頁, 東京高判昭和61年2月19日商事法務1068号48頁, 東京地判昭和60年9月24日商事法務1056号38頁。
 - 20) 東京地判昭和62年1月13日判例時報1234号143頁。
 - 21) 東京地判昭和63年1月28日判例時報1263号3頁。
 - 22) 会社法の理念として情報開示の充実が含まれており(相澤哲=郡谷大輔「会社法制の現代化に伴う実質改正の概要と基本的な考え方」商事法務1737号19頁(2005年)), それを受けた法務省令も同様の視点で制定されている(相澤哲=郡谷大輔「会社法施行規則の総論等」商事法務1759号7頁(2006年))ことを根拠に, 個別の新設規定の範囲を超えた影響が会社法における説明義務制度に及ぶものではない(松井秀樹「会社法下の株主総会における説明義務」東京大学法科大学院ローレビュー 1号26頁(2006年))という見解が示されている。
本稿もこの立場において論を進める。
 - 23) この理解を前提としているものとして, 東京地方裁判所商事研究会編『類型別会社訴訟I』(判例タイムズ社, 2006年)428-431頁, 松井・前掲注)22, 26頁。久保田光昭「第314条」『新基本法コンメンタール会社法2』(日本評論社, 平成22年)46頁, 松井秀征「第314条」酒巻俊雄=龍田節編『会社法コンメンタール7—機関(1)』(中央経済社, 平成25年)244頁。
 - 24) 江頭憲治郎『株式会社法[第8版]』(有斐閣, 2021年)369頁注6。
 - 25) 森本滋「237条ノ7」上柳克郎=鴻常夫=竹内昭夫編『新版 注釈会社法(5) 株式会社の機関』(有斐閣, 平成7年)135頁。
 - 26) 末永敏和『会社役員の説明義務』(成文堂, 1986年)192頁。
 - 27) 末永・前掲注)26, 173頁, 同『株主総会の法理論』(日本評論社, 平成3年)59頁。
 - 28) 森本・前掲注)25, 147-148頁。
 - 29) 森本滋「会社役員の説明義務と限界」法学論叢116巻1~6号(昭和60年)557頁以下。なお, 今井宏「株主総会における説明義務—東京建物事件判決(最判昭和61・9・25)をめぐって—」商事法務1092号(昭和61年)6頁, 加美和照「取締役に対する退職慰労金贈呈の議案につき具体的金額の算出された計算式・一義的基準の説明がなくても説明義務違反はないとされた事例」金融・商事判例877号(平成3年)45頁。
 - 30) 東京高判・前掲注)19, 49頁(これを全面的に支持した, 最判・前掲注)19。また大阪高判平成2年3月30日金融・商事判例877号16頁(20頁), 福岡地判平成3年5月14日判例時報1392号126頁(139頁), 東京地判平成4年12月24日判例時報1452号127頁, 広島高裁松江支部判平成8年9月27日資料版商事法務155号48頁, 東京地判平成23

年4月14日資料版商事法務328号68頁)参照。

- 31) 河本一郎「〈講演録〉株主総会に関する諸問題」記録421号(大阪株式懇談会, 昭和59年)28頁, 今井宏「〈講演会〉株主総会における説明義務について—これまでの質問事例にふれて—」月刊監査役185号(昭和59年)6頁。
- 32) 平成17年改正前商法下での小会社に該当する(すなわち参考書類作成義務はない)株式会社に関する裁判例ながら, 参考書類記載事項をもって説明義務の範囲を画することを明言した, 日本交通決議取消請求事件第一審判決(松江地判平成6年3月30日資料版商事法務134号101頁(112頁)), 同第二審判決(広島高裁松江支部判・前掲注)30, 51頁)がある。
- なお, 大阪高判・前掲注)30, 20頁, 札幌地判平成5年2月22日資料版商事法務109号56頁(62頁), 東京地判平成16年5月13日金融・商事判例1198号18頁(30-32頁)参照。
- 33) 前田庸『会社法入門[第10版]』(有斐閣, 2005年)333頁。
- 34) 東京地判平成10年9月7日資料版商事法務198号255頁(257頁)。
- 35) 服部栄三「株主総会に関する一考察—昭和56年改正を中心として—」判例タイムズ626号(昭和62年)9-10頁。
- 36) 森本・前掲注)25, 155頁参照。
- 37) 森本・前掲注)25, 153頁。
- 38) 石田榮一「株主の質問と役員の説明」金融・商事判例651号(昭和57年)63頁, 河本一郎「株主総会における説明義務と議長権限(その二)」法学セミナー28巻13号(1984年)99頁, 神崎克郎「取締役の説明義務—東京建物事件判決の検討—」商事法務1060号(昭和60年)4頁, 大隅健一郎「最近の株主総会について—若干の再検討事項を付して—」商事法務1069号(昭和61年)16頁, 神田秀樹「株主提出の質問状に対する一括回答の適法性」ジュリスト970号(1990年)103頁, 森本・前掲注)25, 154頁。
- 39) 東京高判昭和61年2月19日判例時報1207号120頁(122頁), 東京地判平成元年9月29日金融・商事判例882号27頁, 東京地判平成4年12月24日判例時報1452号127頁(130頁), 東京地判・前掲注)30, 71頁。
- 40) 元木・前掲注)11, 261頁。
- 41) 倉澤・前掲注)5, 178-179頁。
- 42) 元木・前掲注)11, 268頁。

例として, 株式会社の株主総会において「公害あるいは欠陥商品等も, これが少なくとも営業の問題として論じられるということであるならば, 当然これは説明義務の対象となり」「たとえばこれの商品を出した, これについて欠陥の問題が

出てきているということであるならば, それは当然説明義務の対象となり」(269頁), 「公害の問題でも, たとえば国の公害行政一般についてであるとか, あるいは一般の企業の公害をどう考えるかというような, その会社の営業とおおよそ関係のないような公害」の場合には説明義務の対象とならないが, 「少なくともその会社の営業に関するものである限りは, これは説明義務の対象」となる(269頁)としている。

- 43) 役員として株主総会に臨むにあたって当然準備しておくべき事項を調査することなく総会に臨んだために, 総会での株主からの質問に直ちに回答出来なかったことを持って, 調査が必要であるときに該当する, と主張したが, 株主総会決議取消訴訟において説明拒絶事由に該当しないと判断された場合等が考えられる。
- 44) 株主総会のやり直しに伴う経済的負担や, 報道等によって企業イメージが低下する等のマイナス面は容易に想定可能である。
- 45) 「〈座談会〉株主総会実務の将来展望[中]」商事法務2319号47頁[高橋直樹発言](2023年)。なお, 「総会実務がやや過剰反応しすぎている面はあるのかもしれないが」[いかに裁判規範が精緻化されたとしても, 明確で誰にでもわかりやすい規準定立がされない限り, 万が一決議取消になったらということをおそれ, 保守的な対応から脱することには相当の勇気を伴う]という言(同・47頁[高橋発言])からも, 役員等の説明義務規定は裁判規範としては精緻化されるとしても, あくまでも事後的な検証であって, 行為規範としての明確化とは連動しないと当事者が感じていることが窺える。
- 46) 前掲注)45, 47頁[井上卓発言]。
- 47) 前掲注)45, 47頁[高橋発言]。
- 48) 前掲注)45, 47頁[井上発言]。
- 49) 前掲注)45, 47頁[倉橋雄作発言]。
- 50) 本稿・II 2 参照。
- 51) 参考書類記載事項に止まらず, その記載内容に疑問を持った株主から参考書類記載事項を超えた質問がなされた場合, 記載内容を超えた内容についても説明することが役員等には求められるとする見解(前田・前掲注)33, 333頁)に依拠するとしても, 際限なく高度な質問に対する説明義務があるものはとらないであろう。
- 52) 前掲注)45, 47頁[高橋発言]。
- 53) 一部は特例有限会社として名称は維持できるが, 規制内容は株式会社と同様とされる(会社法の整備に関する法律4号)。

(2023年11月17日掲載決定)